

第5章 移動円滑化の基本方針

日進市第4次総合計画においては、「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」の実現をめざして、市民が主体となって交流まちづくり、生涯支援まちづくり、環境まちづくり（安全なまちづくり等）を推進していくことが掲げられています。

また、日進市地域福祉計画においては、「できることからはじめます！ 思いやり・助け合い、にしん幸せまちづくり」をまちの将来像として掲げ、基本理念として「地域での自立を支援する」「無理なく楽しく行動し、持続する」など4つの取り組みが示されています。

いずれの計画においても、全ての市民が主体的に社会と関わりを持ち、生き生きと暮らしていくことができるまちづくりを推進していくことが位置づけられています。

特に米野木駅北側においては、日進米野木駅前特定土地区画整理事業が施行中であり、様々な人々の交流や自主的な社会活動を支援するまちづくりを推進することは、新たな都市拠点の形成と、持続的な都市の維持・発展のために重要な取り組みであると考えられます。米野木駅周辺においては、次のような基本方針を定め、移動円滑化を推進していきます。

移動円滑化の基本方針

1. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ・地域の主要な交通結節点である米野木駅のバリアフリー化を推進します。
- ・連続性のある円滑な移動空間の形成を推進していきます。

2. マナーの向上や心のバリアフリーの促進

- ・譲り合い、手助け等のお互いを思いやる意識を育て、安心して暮らせる社会づくりに努めます。
- ・全ての市民に対して、高齢者や各種障害のある人、妊産婦、けが人など、生活において何らかの制約のある人がもつ特性に関する理解を浸透させることに努めます。

3. 市民の参加と関係主体の連携に基づくまちづくり

- ・効率的、効果的な取り組みを進めるため、各事業者や国、愛知県、市の関係部局等の連携を図るとともに、市民参加を基本とし、利用者の意見を反映しながら一体となったバリアフリーを推進します。

4. 計画的、継続的なスパイラルアップ

- ・事業の重要度、緊急度、実現可能性等を勘案した上で、短期的な取り組みと長期的な取り組みを定め、事業を推進していきます。
- ・また、事業の推進にあたっては、定期的な検証や見直し改善を実施し、社会情勢の変化等に併せた継続的な発展に努めます。

第6章 重点整備地区及び生活関連経路等の設定

6-1 重点整備地区の区域の設定方針

既述の法規上の位置づけや重点整備地区の検討エリアの設定等の位置づけを踏まえ、移動円滑化の基本方針を実現化するために、以下の方針に基づき重点整備地区を設定する。

重点整備地区の区域の設定方針

- ・生活関連施設（米野木駅、リパーク米野木駅前、マックスバリュ（立地予定）、JA あいち尾東（立地予定））と、次節に定める生活関連経路等を含むエリアとする。
- ・区域の境界の設定は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に準ずる。

※移動円滑化の促進に関する基本方針における重点整備地区の境界設定の考え方

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

6-2 生活関連経路等の設定方針

生活関連施設の配置や米野木駅周辺の地形等の観点から、駅と生活関連施設または、生活関連経路相互を最短で結ぶ主要な経路を、今後バリアフリー化を推進すべき生活関連経路として位置付けます。

また、駅や生活関連施設、生活関連経路相互を連絡するとともに、地域の回遊性の向上に資する経路を準生活関連経路として位置付けます。

生活関連経路等の位置づけ

○生活関連経路：

- ・米野木駅から生活関連施設を最短で結ぶ主要なアクセス道路として位置付けられる経路
- ・バリアフリー化をすることで、誰もが安心して、安全に移動できる歩行空間が連続的に確保できる経路

○準生活関連経路：

- ・生活関連経路以外の道路で、生活関連経路と接続し、重点整備地区内の連続的な歩行空間ネットワークを形成し、地域の回遊性の向上に資する経路
- ・沿道の状況や生活関連施設の整備状況等を踏まえ、順次バリアフリー化を図る経路

第7章 バリアフリー化に向けて実施する事業等

7-1 バリアフリー化に向けた取り組みの実施方針

(1) 特定事業

以下の実施方針に基づき、バリアフリー化に向けて実施する特定事業を位置づけます。

① 公共交通特定事業

1) 米野木駅に対するバリアフリー

- ・コンコースとプラットホーム間の移動経路について、利用者が円滑に移動できるためのバリアフリー施設の整備を実施します。
- ・トイレ等の主要な施設を、誰もが利用しやすい設備に改良を進めます。

2) 車両に対するバリアフリー

- ・誰もが利用しやすい車両の導入を継続して進めます。

② 道路特定事業（生活関連経路に対するバリアフリー）

- ・歩行者等が安心・安全に歩けるように、歩道の凹凸の解消等を推進します。
- ・歩行者等を安全な移動経路へと誘導する施設の設置や、連続的な視覚障害者誘導用ブロックの整備や修繕を行います。

③ 交通安全特定事業（信号機、横断歩道に関連するバリアフリー）

- ・横断者が安全、円滑に通行できるよう、信号機やその他の施設、及びこれらの運用の改善を図ります。

④ 建築物特定事業（マックスバリュ、JAあいち尾東に関するバリアフリー）

- ・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する店舗として、新たに整備します。

⑤ 路外駐車場特定事業（リパーク米野木駅前に関するバリアフリー）

- ・利用状況の変化に応じた、適切な施設配置に継続的に努めます。

(2) その他事業

連続的な移動円滑化環境の形成に向けて、特定事業と併せて以下に示す取り組みを進めます。

① 準生活関連経路に対するバリアフリー

- ・生活関連経路に準じた取り組みを進めます。

② 駅前広場の設備に関するバリアフリー

- ・地域の拠点施設として、安全で利便性の高い空間を形成するための整備を推進します。

(3) ソフト施策

より良い移動円滑化環境の形成に向けて、ハード（施設・設備）面での取り組みと併せて、以下のソフト施策にも取り組みます。

- ・高齢者、障害のある人、妊産婦、けが人等を含め、共に生活する一人一人が、お互いを正しく理解し、施設利用等を手助けするなどの「心のバリアフリー」を推進します。
- ・全ての人が的確に情報を認識し、安心して移動することができるように、必要な情報を適切に提供するなどの「情報のバリアフリー」を推進します。

(4) 目標年次

バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針では、特定事業の目標年次を平成 22 年と定めています。そのため、当基本構想に位置づける特定事業の目標年次は、これに準じて平成 22 年とすることを基本とします。

一方で、目標年次までの期間が1年と短期間であり、全ての事業を着手・完成させる計画とすることは現実的ではありません。計画的で着実な事業の推進のために、各事業の優先性を明確にした上で、別途目標年次を定めて取り組む必要があります。

そのため、当基本構想においては、バリアフリー新法の策定期間から各種特定事業の目標年次までの期間や、日進市における上位・関連計画の位置づけを踏まえ、平成 22 年までに着手・完成することを見込まない事業等については、平成 25 年を目途に事業を進めることとします（下記の目標年次の設定の考え方参照）。

なお、社会情勢の変化等により目標年次以内に完了しなかった事業については、適切な評価や見直しを行いながら効果的な事業推進に努めます。

また、ソフト施策については、目標年次は定めず、今後、継続的な取り組みや検討を進めます。

目標年次の設定の考え方

- ・各種特定事業について、バリアフリー新法策定（平成 18 年 12 月）後から約 4 年間の事業実施期間が割り当てられています。
- ・米野木駅前特定土地地区画整理事業が 2 年後の平成 23 年度に終了し、それ以降は市東部の拠点としての発展が想定されるため、事業の進捗に併せた早期のバリアフリー化が望まれます。
- ・平成 25 年度においては、日進市第 2 次障害者基本計画の計画期間の中間年次となっており、障害のある人等に対する支援体制を始め、計画の見直し等が実施される予定です。バリアフリー化事業への理解を深めつつ、様々な主体と連携を図りながら効率的かつ着実に事業を進めていくためには、これら上位計画との相互連携の体制下における取り組みが重要となります。

7-2 実施事業等の内容

(1) 特定事業

①公共交通特定事業

1) 米野木駅に対するバリアフリー

[実施主体：名古屋鉄道株]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> 昇降設備（エレベーター）の設置	●
<input type="checkbox"/> 幅広の改札の設置	●
<input type="checkbox"/> 手すりの改善（点字の設置）	●
<input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用設備（誘導用ブロック、音声・音響案内等）の整備・改善	●
<input type="checkbox"/> 多機能トイレの整備	●

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標

2) バス車両に対するバリアフリー

[実施主体：名鉄バス株]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> バリアフリー対応車両の導入（ノンステップバス）	○ (実施中)

※実施予定時期 ○：継続的な取り組み

②道路特定事業（生活関連経路に対するバリアフリー）

[実施主体：愛知県]

路線NO・路線名称	事業内容	実施 予定時期
① 県道岩作諸輪線	<input type="checkbox"/> 側溝蓋の整備 <input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロックの整備 <input type="checkbox"/> クランク部における安全施設の整備 <input type="checkbox"/> 照明の増設 <input type="checkbox"/> 休憩施設の設置	◎

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標

※経路の位置は、P44を参照

③交通安全特定事業（信号機、横断歩道に関連するバリアフリー）

[実施主体：愛知県公安委員会]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> バリアフリー対応信号機の整備推進（音響及び音声機能付信号機等）、歩行者青時間の延長検討等	◎
<input type="checkbox"/> 主要交差点での道路の横断方向を示すエスコートゾーンの整備	◎

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標

④建築物特定事業（マックスバリュ、JAあいち尾東）

[実施主体：マックスバリュ中部㈱、あいち尾東農業協同組合]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> 実施方針に基づく取り組みの推進	◎

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標

⑤路外駐車場特定事業（リパーク米野木駅前）

[実施主体：三井不動産販売㈱]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> 実施方針に基づく取り組みの推進	○ (実施中)

※実施予定時期 ○：継続的な取り組み

(2) その他事業

① 駅前広場の設備に関するバリアフリー

[実施主体：日進市]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> 視覚障害者に対する安全な誘導策の検討	◎
<input type="checkbox"/> 休憩施設の設置	◎
<input type="checkbox"/> 照明等の増設	◎

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標

② 準生活関連経路に関するバリアフリー

[実施主体：日進市]

路線NO・路線名称	事業内容	実施 予定時期
② (都) 米野木環状線	<input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロックの整備 <input type="checkbox"/> 照明の増設	◎
③ 区画道路 16-1	<input type="checkbox"/> 休憩施設の設置	◎

※実施予定時期 ●：H22年目標、◎：H25年目標
※経路の位置は、P44を参照

(3) ソフト施策

[実施主体：行政、市民・来訪者、交通事業者、地元団体、児童、学生]

事業内容	実施 予定時期
<input type="checkbox"/> 高齢者や障害のある人等の特性と共にバリアフリーに向けた取り組みに対する理解を深めるための啓発等の推進	○
<input type="checkbox"/> 植栽等の障害物のはみ出し防止に関する指導及び啓発等（市民に対するPR等）	○
<input type="checkbox"/> ボランティアの育成	○
<input type="checkbox"/> よりよいサービスを提供するための情報提供の充実	○
<input type="checkbox"/> 交通事業者の社員に対する教育、訓練の実施	○
<input type="checkbox"/> 鉄道駅等の各施設での緊急時等における円滑な対応体制の検討	○
<input type="checkbox"/> 交通安全意識、マナー向上に対する意識啓発活動	○

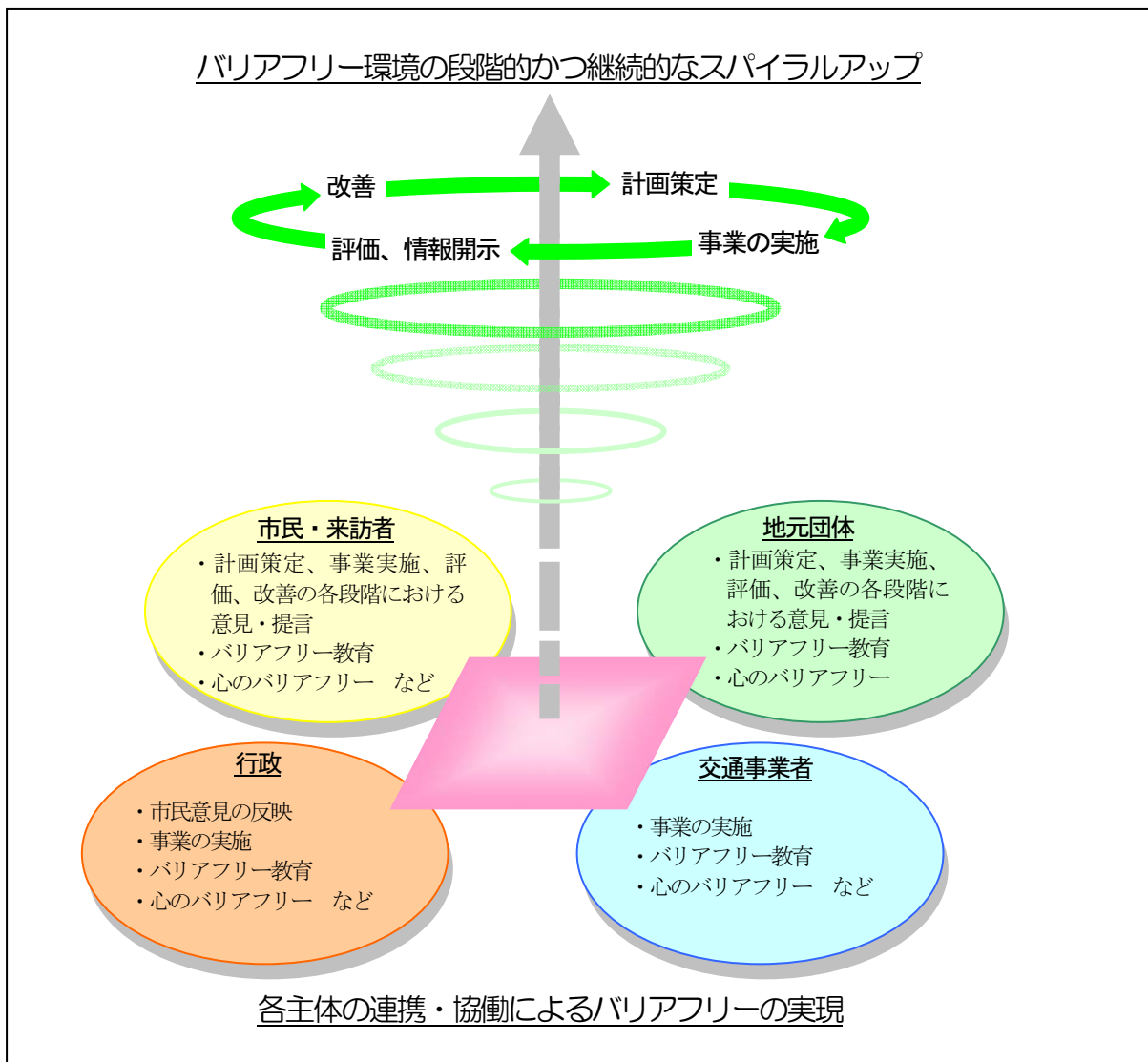
※実施予定時期 ○：継続的な取り組みや検討の実施

第8章 事業等の推進

8-1 事業推進の考え方

米野木駅周辺地区においては、当基本構想に基づいて、関係者が積極的に連携・協働を図り、事業予定者が各事業を着実に推進させるとともに、全ての主体が心のバリアフリー等に取り組むことにより、誰もが安心できるバリアフリー化を実現します。また、市民の各事業に対する共通理解を深め、今まで以上の協力を得られるよう、作成協議会の活用等により、継続的に事業の進捗状況进行评估する仕組みづくりの検討を併せて進めていきます。さらに、高齢者や障害のある人をはじめとした市民や来訪者が、意見や要望を発信できる機会を設けます。

社会情勢の変化に対応したバリアフリー化を進めるために、具体的な取り組み内容を検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ」により、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが生活しやすいまちづくりの実現に向けて取り組みます。



■事業推進の考え方のイメージ

8-2 ノーマライゼーション・インクルーシブデザインの推進

現在、障害の有無、性別、年齢等の様々な違いを認め合って、全ての人が、普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」という理念が浸透しつつあります。

当基本構想の策定等にあって実施した、障害のある人へのヒアリング等の結果からは、普段の移動に支障となる段差や歩道面の凸凹、障害者用のトイレが少ないなどの物理的なバリアの他に、障害のある人等に対する理解が不足し、無意識のうちに障害のある人を不快にさせるような行動をしていることなど、今後取り組むべき多くの問題・課題があることを認識しました。

これらの問題・課題は、重点整備地区内の施設を利用する方のみならず、事故等によって何らかの障害を負う可能性なども踏まえ、全ての市民が、自分自身の問題・課題として捉え、理解を深めていくことが重要です。

本市では、「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境都市」を目指して、当基本構想で位置づけた事業を着実に推進し、普段の生活において制約のある人が社会活動に積極的に参画していくことを支援する環境づくりを推進していきます。

また、市全域において整備されている公共交通ネットワークの維持・改善により、誰もが行きたい場所に行きたいときに移動するための交通基盤を整備することや、各種生活支援の改善等、ノーマライゼーションを実現するために基本となるその他の取り組みの検討・実施を継続的に進めてきます。

なお、当基本構想に位置づけた事業を始め、ノーマライゼーションを実現するための取り組みの計画や見直し評価の際には、当基本構想の策定時と同様に、早期段階から高齢者や障害のある人を始め、多く市民の参加が得られる体制を確保し、積極的に意見を反映させていくインクルーシブデザインの理念に基づく取り組みを進めていきます。

こうした取り組みにより、多くの人々がノーマライゼーションの実現に向けた取り組みに関心を持ち、理解を深め、自発的に協働していく環境形成に努めていきます。